

STOP 無理な輸送を強要されたら… 荷主勧告制度 出典：国土交通省

STOP ドライバーの命と大切な荷物を守るために！ 異常気象時は運行中止も視野に…

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当する荷主の行為の例として、「**輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為**」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1

QRコードを読み取り！



方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」、「働きかけ」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない付帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響する輸送に関する情報（非合理的な到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据置き）などをお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

【お寄せいただく情報の記載例】

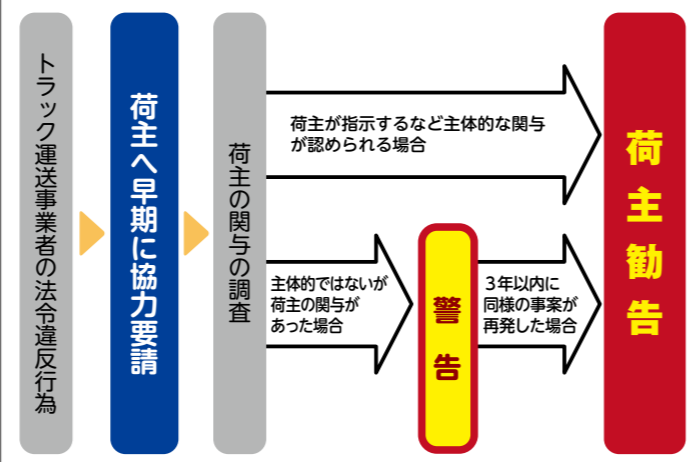
- ・燃料費が費用が上がったため、その分の値上げ交渉をしたが、（荷主名）から「こっちは厳しいんだ」と言われ据え置かれた。
- ・〇年〇月〇日（お困りごとの内容）について、（荷主名）に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。
- ・荷卸し、積み込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に〇〇時間待たされ、（荷主名）に相談したが改善されない。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

（↑意見募集の投稿ページに移動します）

クリックすると投稿画面が開きます

荷主勧告制度



⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

| 気象状況 | 雨の強さ等 | 気象庁が示す車両への影響 | 輸送の目安* |
|--------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------|
| 降雨時 | 20~30mm/h | ワイパーを速くしても見づらい | 輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 |
| | 30~50mm/h | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象） | 輸送を中止することも検討するべき |
| | 50mm/h以上 | 車の運転は危険 | 輸送することは適切ではない |
| 暴風時 | 10~15m/s | 道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける | 輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 |
| | 15~20m/s | 高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる | |
| | 20~30m/s | 通常で運転するのが困難になる | 輸送を中止することも検討するべき |
| 降雪時 | 30m/s以上 | 走行中のトラックが横転する | 輸送することは適切ではない |
| | 大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき | | |
| 視界不良（濃霧・風雪等）時 | 視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき | | |
| 警報発表時 | 輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき | | |

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。

国土交通省トラック荷主特別対策室(トラックGメン)

| | | |
|------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 03-5253-8575 | 北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課 025-285-9154 | 中国運輸局 自動車交通部 貨物課 082-228-3438 |
| 北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 011-290-2743 | 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037 | 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773 |
| 東北運輸局 自動車交通部 貨物課 022-791-7531 | 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447 | 九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528 |
| 関東運輸局 自動車交通部 貨物課 045-211-7248 | 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 078-453-1104 | 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 098-866-1836 |